

長田区の自然にかかる活動助成要綱

平成24年3月27日 長田区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「うつくしいまち長田」の実現に向け、長田区にある山・川・緑などの自然を生かし、地域力を高めることを目的に活動を推進する団体・実行組織（以下「団体」という。）の活動に係る経費の一部を助成することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 団体が計画した活動について、各年度当初から年度末まで責任を持って実行できる団体で、長田区と協働して1年以上の活動を行なっている団体であることとする。

(助成対象活動)

第3条 この要綱で定める助成の対象は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長田区内の河川・里山における雑草や雑木の刈り取りなどの維持管理活動
- (2) 長田区内の河川・里山における自然環境保全のための清掃活動
- (3) 長田区内の河川・里山における環境保全活動、育成活動
- (4) その他区長が必要と認める活動

2 助成対象活動は、いずれの活動も河川管理者、地権者等の許可を得た活動であること

(助成対象期間)

第4条 この要綱に定める助成期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 団体の総活動経費の範囲内で、かつ15万円を限度に、別表で定めた予算の範囲内で助成できるものとする。ただし、第2項第8号の経費については、助成金の額の50%を超えないものとする。

2 助成対象経費として認められるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 清掃活動に係る軍手、ゴミ袋等の消耗品及び活動中の水分補給に係るお茶代、紙コップ代等
但し、アルコール類の購入は助成対象外とする
- (2) 活動や資料作成に係る文具代、印刷代、コピー代、郵便代等
- (3) 環境保全活動や育成活動に係る苗、肥料等植物の育成に必要な物品の購入費
- (4) 刈り払い機、のこぎり、鎌、スコップ等の備品購入及び刈り払い機用の燃料代
- (5) 申請団体構成員が活動のために参集する公共交通機関利用費
- (6) 研究会・勉強会等における講師報酬
- (7) 専門家招聘にかかる経費
- (8) その他区長が特に必要と認めるもの

3 第1項にかかわらず、「ながた緑プロジェクト」の経費については、予算の範囲内で区長が必要と認める額を助成できるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、次に掲げる各号の書類を添えて、区長あてに指定する期日までに提出するものとする。

(1) 助成金交付申請書（様式第1-1号、様式第1-2号（概算払））

(2) 団体概要（様式第2号）

ただし、前年度から引き続き助成を受けようとする場合でその内容に変更のないときは省略できる。

(3) 助成を受けようとする年度の活動企画書（様式第3号）

(4) 助成を受けようとする年度の収支予算書（様式第4号）

(5) 助成を受けようとする前年度の活動内容報告書（様式第5号）

ただし、前年度から引き続き助成を受けようとする場合は省略できる。

2 活動計画に変更がある場合は、速やかに計画変更申請書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

3 団体の規約において総会が行われる場合は、総会決議後速やかに決議書を提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、当該団体に対し、助成金交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 不採択団体に対しては、理由を付して、不採択決定通知書（様式第8号）により申請者に通知を行うものとする。

(助成金の概算払の請求)

第8条 助成金は、前条の交付決定後、概算払ることができる。助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第1-2号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を当該団体に支払うものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体は、区長あてに指定する期日までに活動実績報告書（様式第9号）に活動内容報告書（様式第5号）及び収支決算報告書（様式第10号）並びにこれらを証する領収書原本、活動記録写真等を添付し提出するものとする。

(助成金の交付額の確定及び精算)

第10条 区長は、前条による活動報告書等の提出を受けたときは、すみやかに報告書等の書類の審査等により、助成事業等の成果が交付の決定の内容に適合すると認めるときは助成金の交付額を確定し、助成金交付額確定通知書（様式第11号）により申請した団体に通知するものとする。

- 2 区長は、確定した助成金の交付額が、助成金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 助成金の交付額の確定後、区長は速やかに助成金を申請した団体に支払うものとする。
- 4 区長は、第8条により助成金を交付した場合において、交付額が第1項の交付確定額を超えているときは、前条の報告受理後5日以内に、期限を定めて、差額部分の助成金の返還を命じるものとする。
- 5 当該団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精算しなければならない。

(助成決定の取り消し等)

第11条 区長は、助成金の交付額の確定をし、団体に通知後であっても、申請書類に虚偽又は不備等が判明した場合は、その決定を取り消し、助成金の支払を拒否する事ができる。

- 2 助成金支払後に虚偽が判明した場合にあっては、すみやかに助成金全額を返還するものとし、今後当該団体の助成金申請には一切応じないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

ただし、施行日前に交付決定した助成金については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、同年6月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

年間延べ活動人数	助成金額上限（円）
100人未満	0
100人～149人	50,000

150人～199人	75, 000
200人～249人	100, 000
250人～299人	125, 000
300人～	150, 000